

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

停学処分中の医学科学生及び自衛官候補看護学生の
取扱い基準について
(通達)

改正 平成23年12月27日
平成26年 4月 1日
令和 3年 3月29日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。なお、防医学学第504号(6. 7. 13)は、本通達の施行日をもって廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、停学処分中の医学科学生及び自衛官候補看護学生（以下「停学学生」という。）の停学期間中における取扱い及び服務について必要な事項を定める。

2 停学学生の取扱い

(1) 学業につかせず、主として、停学学生の所属する中隊の指導官（以下「担当指導官」という。）が指定する学生舎内の部屋において、謹慎自戒させるものとする。

(2) 担当指導官は、停学学生の状態を把握して、停学処分の趣旨に反する行為及び不慮の事故等を防止する。また、指定した部屋への出入りについて不当な制限を加えたり、常時監視をつける等の拘禁に類する取扱いをしてはならない。

3 停学学生の服務基準

(1) 課業時間

担当指導官が作成する服務指導計画に基づき、服務させるものとする。

(2) 課業時間外

担当指導官は、停学学生に次の基準に基づき服務計画を作成させ、服務させるものとする。

ア 外出及び娯楽

外出は許可しない。娯楽は自粛させる。

イ 学友会活動

学友会活動は、許可しない。

ウ 点呼、朝礼及び課業整列

点呼は受けさせ、朝礼及び課業整列は参加させない。

4 停学学生の定位置

(1) 課業時間中

担当指導官の指定する謹慎自戒に適する部屋

(2) 課業時間外

停学学生の居室

5 停学学生の服装

課業時間中は、常装とする。

6 停学学生の休暇

年次休暇は、許可しない。

7 その他

(1) 停学学生は、停学期間満了により学業に復帰するに際し、学校長に対し誓約書(別紙様式)を提出するものとする。

(2) この通達の細部については、学生部長の定めるところによる。

附 則

この通達は、平成11年7月30日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式

年 月 日

防衛医科大学校長 殿

所属 学科 中隊
学年
氏名

誓 約 書

私は、 年 月 日をもって停学期間を満了致しましたので、学業に復帰
するに際して、以降、学生としての服務の本旨にもとらないことを誓約いたしま
す。